
別記様式第十一号中「国土交通大臣　㊞　」を「　国土交通大臣
地方整備局長
北海道開発局長　㊞　」に改める。

別記様式第十二号、別記様式第十四号及び別記様式第十五号中「金融庁長官
国土交通大臣　殿　」を「財務（支）
地方整備局
北海道開発
局長　殿　」に改める。

別記様式第十六号中「国土交通大臣
知事　㊞　」を「　国土交通大臣
地方整備局長
北海道開発局長　㊞　」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この命令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

省　令

○総務省令第四十二号

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）の規定に基づき、及び電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）を実施するため、放送法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年四月一日

総務大臣　新藤　義孝

放送法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令

（放送法施行規則の一部改正）

第一条　放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第六十六条第五号中「別表第五号（注）十二」を「別表第五号（注）九」に改める。

第百十八条第二項中「親局」の下に「及びプラン局」を加え、「中継回線設備及び」を「中継回線設備並びに」に改める。

第百二十五条第三項中「（地上基幹放送をする放送局をいう」の下に「。次項において同じ」を加え、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「コミュニティ放送」を「前各項の規定にかかわらず、コミュニティ放送」に改め、「、前三項の規定にかかわらず」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　前二項の規定にかかわらず、超短波放送に係る重大な事故は、次の各号に掲げるものとする。

一　法第百十三条第二項の総務省令で定める重大な事故は、特定地上基幹放送局等設備（特定地上基幹放送局の無線設備にあつては、基幹放送用周波数使用計画第四に定める周波数を使用するものに限る。）に起因して放送の全部又は一部を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が十五分以上のもの

二　法第百二十二条の総務省令で定める重大な事故は、基幹放送局設備（地上基幹放送局の無線設備にあつては、基幹放送用周波数使用計画第四に定める周波数を使用するものに限る。）に起因して放送の全部又は一部を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が十五分以上のもの

（無線局免許手続規則の一部改正）

第二条　無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項第三号中「（平成十五年総務省令第二十六号）」を「（平成二十三年総務省令第八十七号）」に改め、同項第六号中「別表第五号（注）十二」を「別表第五号（注）九」に、「（放送法施行規則別表第五号（注）十三」を「（同表（注）十」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第三十六号

国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百三十七号）第十条第四項の規定に基づき、債権管理事務取扱規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年四月一日

財務大臣　麻生　太郎

債権管理事務取扱規則の一部を改正する省令

債権管理事務取扱規則（昭和三十一年大蔵省令第八十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号3納付金の類中「職域等費用納付金債権　を「職域等費用納付金債権
輸入米等納付金債権　輸入食糧納付金債権　」に、「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構納付金債権」を「独立行政法人地域医療機能推進機構納付金債権」に改め、同号10貸付金回収金の類中「電線敷設工事資金貸付金債権」を「電線敷設工事資金貸付金債権
央金庫貸付金債権」に改める。

附　則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

○財務省令第三十七号

地震保険に関する法律（昭和四十一年法律第七十三号）第十条及び地震保険に関する法律施行令（昭和四十一年政令第百六十四号）第三条の規定に基づき、地震保険に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年四月一日

財務大臣　麻生　太郎

地震保険に関する法律施行規則の一部を改正する省令

地震保険に関する法律施行規則（昭和四十一年大蔵省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の三中「五兆八千五百十二億円」を「六兆六千三百八十億円」に、「三千四百八十八億円」を「三千六百二十億円」に、「二百三十六億円」を「三百四億円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の地震保険に関する法律施行規則第一条の三の規定は、この省令の施行の日以後に締結する地震保険に関する法律第三条第一項に規定する再保険契約について適用し、同日前に締結した同項に規定する再保険契約については、なお従前の例による。